

令和 8 年度版日立市健康づくりガイドブック広告掲載要領

1 趣旨

日立市健康づくりガイドブック広告掲載要領（以下「要領」という。）は、日立市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 6 号及び日立市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第 4 条の規定により、日立市健康づくりガイドブック（以下「健康カレンダー」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 掲載可能な広告の種類等

健康カレンダーに広告を掲載することができる者及び広告の内容の範囲は、要綱及び掲載基準の規定に準ずるものとする。

ただし、「ひたち健康づくりプラン 21（第 3 次）」に位置付けられている健康カレンダーの持つ特徴から、市民の健康づくりの推進に関連する事業者等を特に選考するものとする。

3 広告を掲載する健康カレンダー

令和 8 年度版日立市健康づくりガイドブック（健康カレンダー）とする。

4 広告の掲載位置、規格、掲載料等

- （1）掲載位置は、カレンダー縦見開きページの下部欄外とし、市が指定する位置とする。
- （2）広告の規格は、縦 18mm×横 120mm を 1 件とする。
- （3）掲載料は、1 件 13,500 円とする。
- （4）広告はカラーとする。

5 広告掲載の申し込み

- （1）申込者は、日立市健康づくりガイドブック広告掲載申込書（様式第 1 号）に、広告原稿（版下）を添えて申し込むものとする。
- （2）広告原稿（版下）は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。
- （3）広告原稿（版下）は、広告掲載の可否に関わらず返却しない。

6 広告内容等

- （1）広告のデザイン及び内容は、健康カレンダーのイメージを損なうことがないよう、市と申込者とが調整する場合がある。
- （2）広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、申込者において著作権等の確認を行い、著作権料が発生する場合は申込者が負担する。

7 広告掲載の決定等

- (1) 申込数が広告掲載枠数を超えるときは、抽選により決定する。
- (2) 市長は、要綱、掲載基準及び要領の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。
- (3) 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果、条件等について、申込者に日立市健康づくりガイドブック広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知する。
- (4) 広告掲載が決定した場合、申込者は市長が指定する期日までに掲載料を一括前納しなければならない。

8 その他

この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

付則

この要領は、令和 7 年 1 1 月 4 日から施行する。